

SUMMER/2023

VOL.98

発行/(公財)東京都人権啓発センター

誰もが幸せを実感できる社会へ

TOKYO 人権



カラフルな私、
宣言!

もつと

「インクルーシブシティ東京」へ

インクルーシブ、インクルージョンとは、

「すべてを包み込むこと」を意味します。

インクルージョンは、人権とも結びついています。

インクルーシブな社会は、社会の構成員の多様性を認識し、それに基づいて方針をつくり、地位に関係なく、すべての人の完全な包摂と参加を可能にします。(一部略)

つまり、インクルージョンとは、伝統的に排除されてきた人々を包摂するだけでなく、年齢、ジェンダー、肌の色など、恣意的な区別に基づいて集団を排除するような、あらゆる形の差別を解消するものでなければならぬのです。

(国連人権高等弁務官事務所(OHCHR) "Empowerment, Inclusion, Equality: Accelerating sustainable development with human rights" (「公財」東京都人権啓発センター訳)

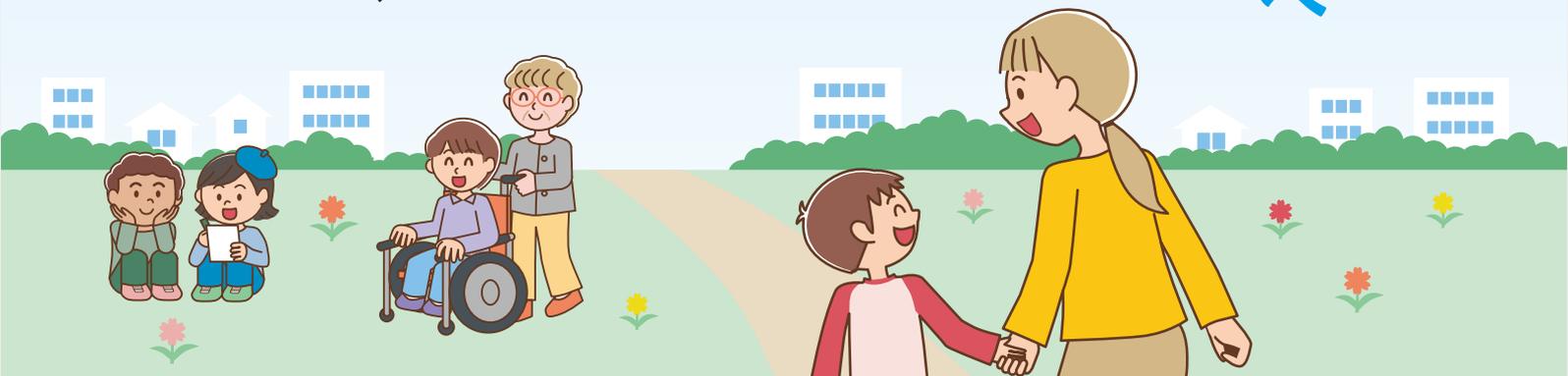
(公財)東京都人権啓発センターは、

一人ひとりがお互いを認め合い、差別を解消するため、

すべての人を包摂する社会に欠かせない

「人権」の観点を軸として、

さまざまな事業を展開しています。



東京都が掲げる 17の人権課題

- 女性 ● 子供 ● 高齢者 ● 障害者 ● 同和問題(部落差別) ● アイヌの人々 ● 外国人 ● HIV感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症等 ● 犯罪被害者やその家族 ● インターネットによる人権侵害 ● 北朝鮮による拉致問題 ● 災害に伴う人権問題 ● ハラスメント ● 性自認 ● 性的指向 ● 路上生活者 ● 様々な人権課題 (順不同)

YouTube / 公財・東京都人権啓発センター

主催事業等に関する動画をアーカイブし、YouTubeの公式チャンネルで公開しています。是非ご覧ください。



動画の一例

【発明プロジェクト第3弾】第2回講演会／はたらくフロンティア だれでも、だれとでも／第1回講演会ダイジェスト 野々村語録など



公益財団法人
東京都人権啓発センター
TOKYO METROPOLITAN HUMAN RIGHTS PROMOTION CENTER

〒105-0014 東京都港区芝2-5-6
芝256スクエアビル2階
TEL 03-6722-0082 (総務課)
FAX 03-6722-0084
<https://www.tokyo-jinken.or.jp/>



東京都 **人権プラザ**
TOKYO METROPOLITAN HUMAN RIGHTS PLAZA



(公財)東京都人権啓発センターは東京都人権プラザの指定管理者です。

TOKYO 人権

目次 CONTENTS

3 INTERVIEW

出自と「痛み」が私を彩る

—どちらでも「ない」から、どちらでも「ある」私へ

北海道大学 准教授 ^{いしはら まい} 石原 真衣 さん



7 子ども向け企画

きみは、知ってる？

「同意」とは、自分と相手を大切にするために大事な言葉！



8 外見からはわからない障害を知ろう

知っていますか？「発達障害」

人権 世界へのトビラ



9 特集

「ビジネスと人権」

—企業に求められる人権尊重責任

10 JINKEN note

知っておきたい「カミングアウト」と「アウティング」



毎週土曜日
放送中！

蓮見孝之
まとめて！
土曜日

毎週土曜日 朝 7時～8時45分



(公財) 東京都人権啓発センターでは、身近な人権をテーマとして、リスナーに分かりやすく取り上げる人権啓発ラジオ番組を提供しています。

人権
TODAY

最近の放送テーマ もし子供が不登校になったら、どう接する？保護者・元当事者に聞く／目の見える人への啓発「絵が描かれた点字ブロック」

番組名 | 人権 TODAY 「蓮見孝之まとめて！土曜日」内のコーナー
放送局 | TBS ラジオ FM90.5MHz / AM954kHz
放送日時 | 毎週土曜日 朝8時20分頃から5分間
キャスター | 蓮見孝之さん、北村まあささん



出自と「痛み」が私を彩る

—どちらでも「ない」から、どちらでも「ある」私へ

いしはら
石原 真衣さん

北海道大学 准教授

アイヌの出自を持つことを
なぜ「沈黙」せねばならないのか

アイヌの「ハーフ」^{※2}である母と、和人（アイヌの出自を持たない多数派の日本人）の父の間に生まれた私は、幼いころはアイヌとかけ離れた世界で、平凡に生きていました。母から、母方の祖母がアイヌであることを聞かされたのは12歳のときでした。祖母はアイヌの文化や風習とは全く無縁に見えたので、あまりリアリティがなく、驚きました。それまでかぎかつこ付きの「日本人」として生きてきた私は、突然、居場所を奪われたような感覚を持ちました。

父は北方関連の専門書を扱う古書店を営み、特種な本の世界に生きているようなところがあり、いつも夢と希望にあふれ、私のことも常に100パーセント肯定してくれました。私が周囲とは違っても臆することなく自分らしさを表現できるようになったのは、そんな父の影響が多分にあります。

一方で、母は私を心配するがゆえに、粹にはめようとしているように見えました。そこに母の出自にまつわる若いころの経験が影響していることには、大学院で研究を手掛けるまで気づくことができませんでした。

母からは、自分がアイヌの出自を持つことを明かしてよいのは「北海道の歴史を正しく理解している人にだけだ」と諭

※1 アイヌ民族のこと。アイヌ民族は、古くより、主に北海道に先住し、独自の言語や文化を発展させながら生活していました。明治時代に入り、日本政府による同化政策が進むと、アイヌ語や独自の風習は失われ、その後もアイヌ民族はさまざまな面で抑圧されてきました。アイヌ民族にルーツを持つ人たちは、北海道はもとより、日本各地に存在しています。

※2 さまざまな歴史的状況の中で使われる用語としてかっこ書きで表記します。



いしはら・まい

1982年北海道生まれ。北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授（文化人類学）。母方の祖母がアイヌ、父方の祖母は屯田兵で会津藩の出自を持つマルチレイシャル^{※3}。社会で不可視化され、沈黙する人びとに関する文化人類学的な研究を行っている。著書『＜沈黙＞の自伝的民族誌（オートエスノグラフィ）ーサイレント・アイヌの痛みと救済の物語』（北海道大学出版会）は大平正芳記念賞を受賞。

アイヌの出自を隠しても、 公言しても、 居場所が見つからなかった

されました。この言葉を聞いた当時の私は、「差別をされる対象だから隠さなければいけない」と理解していたように思います。

そんな折、学校でアイヌを揶揄するような差別的な言動を見聞きすることもあり、とても居心地の悪い思いをしました。それもあって、母の言葉に従うかのように出自を明かすことなく「沈黙」したまま過ごしました。

アイヌにも和人にもなれない 居場所のない「痛み」

大学を卒業し社会人として働いた後、自分の出自について「沈黙」してきたことと、その「痛み」に向き合うため、研究者になる決心をし、28歳で北海道大学の大学院へ進学しました。

あるときは、アイヌの出自を持つと公言し、様々な人と交流してみました。しかし、アイヌ民族の衣装を着たりアイヌ語を勉強したりというような、アイヌ文化に身を置くことを頑なに拒絶していた私は、アイヌのコミュニティから、その

態度を強く批判されました。

自分の祖先がアイヌ文化を捨てざるを得なかった背景にあるものを考えると、いかにも表面的なアイヌのイメージに安易に自分を寄せることは、私にはどうしてもできなかったのです。しかし、そのような態度はアイヌやその文化への裏切りのようにとらえられたようでした。

これは和人にもアイヌにも言えることですが、多くの人にとって「祖先にアイヌがいる」とことと、その人自身が「アイヌである」と自己認識しているかどうかの違いは、理解されていないような気がしていました。

当時、私の出自を知った知人から「出自のことなんて）気にしないよ」と言われたのですが、私の中にはアイヌと和人、そのどちらの要素も存在しているはずなのに、「アイヌの祖先がいること」によって、「アイヌである」と一方的に決めつけられてしまうことに戸惑いを感じました。

「自然と共生する先住民から学ぼう」などと、アイヌ文化が褒め称えられても、私自身は、アイヌ文化について何も知らなかったし、自然の中でも暮らしていません。アイヌでも、和人でもない自分を意識したとき、どちらにも居場所のない私の姿はまるで透明で、誰にも見えていないような気がしました。

出自を公言する前に感じていた「沈黙」していたことへの「痛み」、そして公言した後感じるようになった、居心地の

※3 複数の人種の血筋を引いていること（小学館『デジタル大辞泉』より）。



悪さと怒りの正体を解き明かすことが、私の研究テーマとなったのです。

自らの語りから見出した 四世代にわたる「痛み」の物語

研究手法には、オートエスノグラフィ（自伝的民族誌／自己エスノグラフィ）と呼ばれる方法を選びました。この方法では、著者の個人的な経験を自伝的に記述することが研究の中心となります。

研究の対象は、私の曾祖母から始まり祖母と母、そして私自身です。四世代にわたるアイヌとその子孫の女性の生涯を記述していったのです。

曾祖母は、アイヌの成人女性としての証とされていたシヌイエという入れ墨を顔に施していました。バスに乗るときなど、和人がいるところでは、シヌイエを隠すために、白い三角巾で自分の顔を隠していたといえます。

8歳で和人の農家に奉公に出された祖母は、自分も和人と同じ生活水準で暮ら

すことを目指して勤勉に働きました。祖母がアイヌの生活様式を継承しなかったのは、アイヌであることを捨てて和人のように生きる方が幸せに生きていけると考えたためでした。

15歳のときから美容師として働きはじめ、その後様々な仕事をした母は、結婚してからは父と古書店を営み、娘である私への教育には出費を惜しみませんでした。

母は、若いころにアイヌの若者有志で刊行していた新聞の出版活動に携わっていました。そのことで警察から監視されていた時期もありました。そういった経験や、多数派と同じようにならなければいけないというマイノリティとしての経験があったために、子どもころの私が周りから逸脱した行動をとることを心配していました。

オートエスノグラフィを書いてみて、曾祖母から祖母、母の時代までは、「痛み」を「痛み」として認識できる余裕など全くないほど過酷な状況にあったことや、そのような状況の中で次の世代が自分たちよりも少しでも良い暮らしができるようにと犠牲を払ってきた結果、今の自分が存在していることが分かったのです。研究を通して、アイヌやその子孫たちが、150年間にわたって置き去りにされた「痛み」を明らかにし、表現できたと思っています。

そして研究の過程で出会った海外の先

住民やその子孫の中には、私と同じように、自分が多数派からも少数派からもこぼれ落ちてしまっていると感じている人が数多く存在することも分かりました。

研究が照らし出した

「沈黙」を強いられる人たちの存在

博士論文としてまとめた成果を基に2020年に刊行した『沈黙』の自伝的民族誌―サイレント・アイヌの痛みと救済の物語は、多くの人に読まれ、増刷を重ね、賞も取りました。その結果、震災の被災者、公害病の被害者、同和地区出身者、在日コリアンなど、抑圧を受けている様々な当事者が「私も同じ思いをしている」と共感の声をくださり、つながりが得られました。

そこから、日本の社会の中にも、多数派からも少数派からも排除され、自分の居場所を見出すことができずにいる人が多くいる現状を知ることになりました。

アイヌの問題に限らず、「空気を読む」とか「立場をわきまえる」という言葉に象徴されるように、同調圧力が強く、和を乱さないことが求められる日本の社会では、マイノリティのみならず、「沈黙」を強いられ、社会から見えていない「透明人間」のような存在になっている人たちが多いのではないのでしょうか。

ただ、私が研究者を志した時代と比較すれば、ここ15年ほどで日本の状況は大

きく変わり、当時よりも人々の多様性が尊重されるようになりつつあると思います。アイヌの出自を持つことを自然に受け入れてくれる人も増えてきました。アイヌのコミュニケーションからも、着物を好んで着用するなど旧来のアイヌのイメージとは異なる私の振る舞いも、個性として認めてもらえている気がします。私に限って言えば、出自のことで孤独や「痛み」を感じることはなくなりました。どちらでも「ない」私から、どちらでも「ある」私へと変わってきたように思います。

マイノリティが人権を享受するには 傍観者が変わる必要がある

それでもいまだに、アイヌの出自を持つことが結婚差別などの対象となることがあります。その根底にあるのは被差別集団の血や出自を排除する日本国内におけるレイシズム（人種主義）です。

レイシズムやヘイトクライムを退け、マイノリティが「安全に暮らす」という人権を享受できるということは、社会全体が成熟し思いやり深く豊かであることを意味します。そうした人権を追求するために、マイノリティ集団内の多様性を殺すようなことも慎む必要があります。人間は本来一人ひとりがカラフルな存在です。

多数派の側にいる人々には、自分が差別に直接加担していない限り、自分の問

※4 人種、宗教、肌の色、民族、性的指向、性別、障害などを理由とした憎悪あるいは偏見を動機とする犯罪（小学館『日本大百科全書』より）。



母イツ子さん作成のアイヌ衣装



『沈黙』の自伝的民族誌(オートエスノグラフィー)
—サイレント・アイヌの痛みと救済の物語—
石原 真衣 著(北海道大学出版会)

「居心地の悪さ」の自覚は、 尊厳を取り戻すきっかけになる

題ではないと思えるかもしれませんが。しかし、近年の研究や議論が明らかにしているように、レイシズムやヘイトクライムがなくならない背景には、差別する側でもされる側でもない、「傍観者」の存在が非常に大きいのです。マイノリティが当たり前の人権を享受できるようにするためには、市民の半数以上が差別やレイシズム、ヘイトクライムに「NO」と言えるようになる必要があります。

また、少数派の人々も、自分たちの活動や行為が、意図せずとも結果として一部の多数派に迎合することになっていなかを、常に問いかける必要があるでしょう。多数派が心地良いと感じることばかりを行い、それがあたりまえになってはいけません。

居心地の悪さを自覚したところに、個人の尊厳が損なわれている現実を理解するためのヒントがあると思うのです。

「沈黙」しているあなたへ 届けたいこと

「沈黙」するとは、隠さざるを得ない事情があったり、話したくても話す言葉が見つからなかったり、話したところでその話を通じなかつたりすることだと思っています。そしてだからこそ、「沈黙」している人々には、二つの守られるべき人権があると伝えたいと思っています。

一つは、「自分の言葉で語る権利」、もう

一つは「語らない権利」です。

あなたの「痛み」はあなただけのもので、その「痛み」をあなたの言葉で語ることは、あなたが持っているはずの人権です。

そして同時に、なんらかの当事者性を持っていない人も、そのことについて、語らない権利も持っています。その権利を奪われることは、決してあつてはならないことです。

私が伝えたいのは、どちらを選択したとしても、私は絶対にその選択を尊重したいということ。そしてもし、自分の言葉を見つけて自分の経験や「痛み」を語りたいたいと思ったときには、私にできることを一緒にしていきたいと考えています。

少しずつ、それぞれの「痛み」が癒される社会になっていきますように。そのために、これからも研究と活動を続けていきます。
インタビュアー 吉田 加奈子(東京都人権啓発センター 専門員) / 編集 杉浦 由佳 / 撮影(表紙・2~6ページ) 百代

石原さんのおすすめ書籍



右『ぼくはウーバーで捻挫し、山でシカと闘い、水俣で泣いた』 斎藤 幸平 著 (KADOKAWA)
左『子どもたちがつくる町』 村上 靖彦 著 (世界思想社)

きみは、 知ってる？

「同意」とは、自分と相手を大切にするために大事な言葉！

ほかの人の提案に賛成することを「同意」と言います。

人によって、されていやと感じることや、大丈夫と思えることはそれぞれが違います。誰かがあなたに対してすることをいやだと感じたら、いやという気持ちを言葉や行動で示しても大丈夫。そして、一度「いいよ」と同意したことで、「やっぱりやめとく」と気がかわってもかまわないのだと、アメリカでアニメーターとして活躍するレイチェル・ブライアンさんは伝えていきます。



イエス ノー
YES、NOは
自分が決める!



レイチェル・ブライアンさん

おな

じょうに、自分が何かをするときは、相手の「同意」をもらうことが大事です。

「同意」が必要ですが、たとえば、「ヒミツだよ」といわれた話を同意なく別の友だちに伝えるのはダメなこと。写真や動画についても同じことがいえますね。

さんこう ほん
参考にした本
よ
読んでみよう



「子どもを守る言葉「同意」って何? YES、NOは自分が決める!」
(レイチェル・ブライアン 作/中井 はるの 訳/集英社/2020年)

動画でもみられるよ!

「Consent for kids (日本語版)」
<https://www.youtube.com/watch?v=xxlwgv-jV18>





知っていますか？

発達障害

自閉症や学習障害など、脳機能の発達に関係する障害です。発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手で、言動が誤解されてしまうこともあります。障害の種類や程度、年齢や性格などにより個人差があり、望ましい対応方法もそれぞれ違ったものとなります。

外見からはわからない
障害を知ろう

たとえば、どんなことに困る？

言葉で説明されたことを理解するのが難しい。

どうしたらいい？

写真や絵を添えて説明するなど、見て分かる情報や分かりやすい言葉を使うことで、理解しやすくなることがあります。



東京都福祉保健局ホームページ

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tokyohart/shougai/hattatu.html>) を参考に作成。

このコーナーでは、主に中高生向けに世界の人権問題の解決に取り組む団体を紹介します

人権 世界へのトビラ Vol.8



基本的人権を擁護し、社会正義の実現を目指す「日本弁護士連合会」

日本弁護士連合会（日弁連）は、弁護士法に基づき1949年に設置された弁護士の自治組織です。弁護士法第1条に掲げられた弁護士の使命である「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」ため、様々な人権問題に関する調査や研究を行い、法や制度の改善に向けた政策提言を行っています。1999年には国連経済社会理事会の協議資格を取得し、会議への弁護士の派遣や情報提供など、国連における人権尊重の枠組みにも積極的に関与しています。

注目の一枚



国連自由権規約委員会による第7回日本審査において発言する日弁連代表団

日本最大級の人権 NGOとして、人権が尊重される社会の実現を目指し、国際的な人権問題に関する活動も行っており、その一つに「ビジネスと人権」に関する取組があります。企業活動がグローバル化する中、強制労働や児童労働、環境破壊など企業による人権侵害事例が数多く報告されるようになりました。これを受け、企業活動においても人権を尊重する枠組みの整備が進み、国連では「ビジネスと人権に関する指導原則」が決議されました。日本でも国別行動計画の策定等の取組が進みつつあり、日弁連はこの策定プロセスにも関わってきました。勉強会の開催や書籍の出版などによる情報提供も行っています。人権の尊重は、持続可能な開発目標（SDGs）の「誰一人取り残さない」との理念を支える基盤であり、「ビジネスと人権」はSDGs達成に向けた重要な取組です。

お知らせ 人々の活動を支援し、問題を解決することや問題を予防する仕組みづくりをすることも弁護士の大切な仕事です。国際人権問題をはじめとする日弁連の様々な活動について、ウェブサイトで紹介しています。（私たちの活動：<https://www.nichibenren.or.jp/activity.html>）



特集 「ビジネスと人権」

企業に求められる
人権尊重責任



近年、「ビジネスと人権」について関心が高まっています。強制労働や児童労働など、企業活動の中で起こる人権侵害は、これまでも問題視されてきました。企業がその活動の中で関わるあらゆる人の人権に及ぼす影響を考え、人権を守っていくためのルール作りが2011年以降、世界中で急速に広がっています。本特集では、「ビジネスと人権」の概要と実践方法について、ポイントを解説します。

「ビジネスと人権」を取り巻く動向

2011年に国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、指導原則）」が合意され、企業活動における人権尊重のあり方に関する基礎的な国際文書となりました。

指導原則は、あらゆる企業に対し、人権を尊重する主体として責任を果たすことを求めています。指導原則に法的拘束力はありませんが、欧米では、法制化により「人権デュー・デリジェンス」の実施等を企業に義務付けている国もありま

す。人権デュー・デリジェンスとは、企業が自社や取引先を含めたサプライチェーン（供給網）全体で人権侵害がないか確認し、予防や改善に当たることを意味します。こうした流れを受け、日本政府は、2020年10月に「ビジネスと人権に関する行動計画」を策定し、その後、2022年9月にガイドライン^{※1}を策定しました。2023年4月には、公共調達において、入札する企業における人権尊重の確保に努めることとする政府方針を決定しました。今後、公共調達の入札説明書や契約書等において、入札希望者や契約者は、人権尊重に取り組むことが求められていくこととなります。

企業が人権について取り組む際に求められる行動は次の三つに整理できます。

1 方針によるコミットメント

人権を尊重する責任を果たすという方針による約束

2 人権デュー・デリジェンスの実施

人権への影響を特定し、防止し、軽減し、どのように対処するかについて責任を持つ

3 救済措置

企業が引き起こし、または助長する人権への負の影響に対して救済を可能にするプロセス

企業による人権への取り組みの全体像(法務省報告書^{※2}を基に作成)

企業等による具体的な実践例

経済産業省などが実施した2021年の調査^{※3}によると、人権方針を策定済みの上場企業は、回答企業の約7割を占めました。一方、「実施方法が分からない」「十分な人員・予算を確保できない」という回答もあり、特に日本の企業数の99.7%を占め、経済の中核を担う中小企業による実践が呼びかけられています。

中小企業向けのガイドライン^{※4}によると、「ビジネスと人権」への取り組みを表明するために重要なのは、手探りでも「まずはやってみる」と、「できることから始める」と提案されています。例えば、建設業の場合、人権尊重に照らし「長時間労働」という課題があり、それに対し、「短納期での発注を控えてもらうよう要請する」という対処の事例が紹介されています。このほか、企業が尊重すべき人権として、男女の賃金格差やパワハラなどの労働問題も対象となります。自社の何が問題で、どのように取り組めば改善できるのか、じっくり洗い出していくことが大切です。

企業における人権も、個人間と同じく重要で、一度発生してしまった人権侵害は、取り返しがつかないものです。一方、人権尊重に取り組むことは、企業価値を高め、消費者や取引先からも選ばれるという好循環を生むことにもつながります。企業、行政、個人など、さまざまな主体

が人権を守ることを前提に行動できるようにになれば、より強固な人権尊重の社会が築かれるはずです。

執筆 吉田加奈子（東京都人権啓発センター専門員）

東京都人権啓発プラザでは、令和2年度から令和4年度まで毎年、「ビジネスと人権」に焦点を当てた内容で「人権啓発指導者養成セミナー」を実施しました。

実施済みセミナーの動画は、こちらから視聴いただけます。



● 参考になる資料 ●

『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料』 経済産業省、2023年4月

企業がまず行うこととなる「人権方針の策定」や人権デュー・デリジェンスの最初のステップである「人権への負の影響の特定・評価」について、検討すべきポイントや実施フローの例を示しています。

『中小企業のための人権デュー・デリジェンス・ガイドライン ～持続可能な社会を実現するために～』 (一財)国際経済連携推進センター、2022年2月

「人権問題とは何か」、「具体的に何をすれば良いのか」といった疑問に答える目的で作成された中小企業の方々向けのガイドライン。具体例や作業フローなどを示し、平易な解説がされています。

※1『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議、2022年9月

※2『ビジネスと人権に関する調査研究 報告書(概要版)』法務省人権擁護局、2021年3月

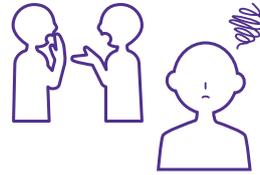
※3『日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査 集計結果』経済産業省・外務省、2021年11月

※4『中小企業のための人権デュー・デリジェンス・ガイドライン～持続可能な社会を実現するために～』(一財)国際経済連携推進センター、2022年2月

JINKEN note

Column | カミングアウトとアウトティングに対する社会の動き

“多様な性”それぞれが平等に扱われる 社会の実現に向けて求められているものとは？



知っておきたい 「カミングアウト」と 「アウトティング」

「アウトティング」という言葉をご存じでしょうか。「カミングアウト」とは、主に性的マイノリティが「自らの性のあり方を自覚し、他者に開示すること」を意味するのに対し、「アウトティング」とは、「本人の性のあり方を同意なく第三者に暴露すること」をいいます。厚生労働省の委託調査^{※1}によると、「カミングアウト」の「言葉も意味も知っている」と回答した人の割合が79・7%であるのに対し、「アウトティング」は6・7%にとどまるとの報告があります。この認知度の差はどうして生じているのでしょうか。「アウトティング」の問題点とはどのようなものでしょうか。

性的マイノリティに関する情報を発信する、一般社団法人fair代表理事の松岡宗嗣^{まつおかそうじ}さんにお話を伺いました。

「アウトティング」の問題点

「アウトティング」という言葉の認知度が低いのは、「多くの人が性的マイノリティを身近に感じていなかったり、暴露されることでのじめやハラスメントに繋がってしまうなどの問題が認識されていないことが背景にあると思います」と、自身の

経験を踏まえ、松岡さんは言います。性的指向や性自認の情報は「『たいしたことない』、『言ってもいいでしょう』と軽くとらえられがち」と松岡さん。性的マイノリティに対する差別や偏見が潜む社会では、「おもしろそう」、「人と違う」というゴシップとして情報が広がってしまふことが少なくありません。

「アウトティング」禁止のきっかけと社会の動き

2015年8月、一橋大学の法科大学院に在籍する学生が、同性愛者であることと同級生にアウトティングされ、大学敷地内で転落死するという事件が起きました。同事件の裁判では、アウトティング行為は、「人格権ないしプライバシー権等を著しく侵害するものであって、許されない」とされ、不法行為であることが明確に示されました。

この事件がきっかけとなり、2018年4月に一橋大学のある国立市で「アウトティングの禁止」を明記した条例が施行されたほか、2022年4月から、改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）により、大企業に続き、中小企業にも防止対策が義務付けられるなど、社会は少しずつ変わり始めました。現在、アウトティングの禁止、及びカミングアウトを強制・禁止してはならないことを条例で規定しているのは、21自治体と増えつつあります。

大事なことは…

アウトティングは、結果的に対象となつた人の居場所を奪うばかりか、重大な人権侵害につながりうるという認識が、今後も広まっていくことが望まれます。情報を受け取った側は、それを勝手に第三者に伝えるのではなく、情報を共有しても良い範囲などについて「本人への確認を徹底することが大事」と松岡さんは話します。

カミングアウトをする、しないは本人の自由と言えることから、「カミングアウトの自由が個人の権利として守られるよう、アウトティングはしてはならないという原則を示すことがきわめて重要」と松岡さんは伝えていきます。

性のあり方は多様で、それぞれが平等に扱われる社会の実現が望まれます。そのためには、性のあり方について、思い込みや社会の制度、文化、規範を捉え直すということが今、求められているのではないのでしょうか。

インタビュアー・執筆 山田真結（東京都人権啓発センター 専門員）



松岡 宗嗣さん

※1 『令和元年度 厚生労働省委託事業 職場におけるダイバーシティ推進事業 報告書』（参照先：<https://www.mhlw.go.jp/content/000673032.pdf>）

※2 （一財）地方自治研究機構ウェブサイト『性の多様性に関する条例』（参照先：http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/002_lgbt.htm）

6月は「就職差別解消促進月間」です

東京都では、6月を「就職差別解消促進月間」とし、東京労働局およびハローワーク等と連携して様々な啓発活動を行っています。



※月間行事の詳細については、東京都のホームページ等でご確認ください。

人権啓発映画会

映画を通して、公正採用と人権についてあらためて考える機会としたいと思います。

映画会	日時	2023年6月27日(火) 13:30~16:30
	上映作品	「ともに歩むために～公正な採用選考の理解と認識をめざして～」 「桜色の風が咲く」※ユニバーサル上映
	定員	300名(無料。事前申し込み制・先着順)
	会場	台東区生涯学習センター2階ミレニアムホール(台東区西浅草3-25-16)
	問い合わせ	(公財)東京都人権啓発センター TEL 03-6722-0085

親子のための相談LINE

「親の気持ち・子の気持ちがわからない」
「一番身近な家族のこと。相談したくても、知っている人には相談しづらい」

親子のかかわりで困っていることや子育ての悩みも、LINEでなら話せるかもしれません。ひとりで抱え込まず、気軽に相談してみてください。

※「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」は3月31日をもって相談受付を終了し、「親子のための相談LINE」にアカウントを移行しました。

実施概要	対象者	都内にお住まいの児童(18歳未満)と保護者の方
	対応時間	平日 9:00~23:00(受付は、22:30まで) 土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3) 9:00~17:00
	LINE公式アカウント名	親子のための相談LINE

※詳細は、東京都福祉保健局のホームページをご確認ください。



東京都人権プラザでは、4種類の人権相談を実施しています

面接相談を再開しました 土日祝を除く・全て無料

- ① 一般相談 電話(月~金) 面接(月・水・金)(面接・要予約)
- ② 法律相談(火)(面接・要予約) 第4火曜のみ電話相談
- ③ 「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談(木)(面接・要予約)
- ④ 新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談(月~金)

※面接の相談時間 40分以内

電話相談	相談時間	①④ 9:30~17:30 ②③ 13:00~16:00
	電話番号	① 03-6722-0124 ②③ 03-6722-0126 ④ 03-6722-0118
	面接予約の電話番号は全て	03-6722-0124

※相談時間、受付方法等の詳細は、こちらからご覧いただけます。



東京都人権プラザ(指定管理者:(公財)東京都人権啓発センター) 港区芝2-5-6 芝256スクエアビル TEL 03-6722-0123

(公財)東京都人権啓発センター賛助会員募集のご案内

皆様とパートナーシップを築き、人権意識の高揚、人権問題の解決に向けて、ともに手を携えてまいりたいとの趣旨から「賛助会員制度」を設けております。趣旨にご賛同いただき、是非ご加入下さい。

団体会員の皆様

(公財)東京都農林水産振興財団	東京都下水道サービス(株)	(一社)東京環境保全協会	東京都住宅供給公社	東京都公立大学法人	(順不同)
(公財)東京都中小企業振興公社	(公財)東京都歴史文化財団	東京臨海高速鉄道(株)	東京都職員信用組合	(一財)東京都弘済会	
(株)首都圏環境美化センター	(一財)東京都営交通協力会	(株)東京エイドセンター	東京都商工会連合会	自治労東京都本部	
(一財)東京都人材支援事業団	(一社)東京都信用組合協会	(公財)東京しごと財団	東京臨海熱供給(株)	(株)東京交通会館	
東京都中小企業団体中央会	(一社)医療大麻 dot オルグ	東京交通サービス(株)	(株)東京ビッグサイト	東京食肉市場(株)	
(公財)東京都障害者スポーツ協会	(公財)東京都福祉保健財団	(福)東京都社会福祉事業団	(公財)東京観光財団	東京港埠頭(株)	
(一財)東京都つながり創生財団	(公財)東京都学校給食会	東京人権啓発企業連絡会	(公財)東京税務協会	(株)ゆりかもめ	

個人賛助会員 一口 2,000 円

団体賛助会員 一口 30,000 円

問い合わせ TEL 03-6722-0083

(公財)東京都人権啓発センター 企画広報課まで)



【編集後記】「声なき声」とは、自分の理解で言い換えるならば、「表立って見えていない人たちの言葉」というところだろうか。インタビューに登場する「透明人間」とは、痛みを言葉にできていない人たちのことだと思う。見えないものを見ようとし、痛みを言葉を持たせて意味づけしていくことは、生きる力になる。その言葉が誰かの心に響くとき、「共に生きよう」というエネルギーが生まれる気がする。(吉田)

誰もが幸せを実感できる社会へ

TOKYO人権

Vol.98 2023年夏号 2023年5月31日発行(年4回発行)



マルチメディアDAISY版を作成しています。ご希望の方は(公財)東京都人権啓発センターまでお問い合わせください。「DAISY(デイジー)」とは、視覚障害などさまざまな理由で活字を読むことが困難な方のための、デジタル図書です。

この冊子は再生紙を使用しています。本誌の無断転載はお断りします。本誌を研修等でご利用の際は出典をご明記ください。

制作 株式会社ブックマーク

発行 公益財団法人 東京都人権啓発センター
〒105-0014 港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階
TEL 03-6722-0085 FAX 03-6722-0084
<https://www.tokyo-jinken.or.jp/>